

◎ 所得控除・・・住民税の所得控除額は、所得税の所得控除額と相違しますのでご注意ください。

○ 人的控除

種 類	控 除 額	
本人控除	寡婦・一般の障害者・勤労学生	26万円
	ひとり親・特別障害者	30万円
扶養親族の障害者控除	一般の障害者	26万円
	特別障害者	30万円
	同居特別障害者	53万円
扶養控除	年少扶養親族(0～15歳)	0万円
	一般扶養親族(16～18歳、23～69歳)	33万円
	特定扶養親族(19～22歳)	45万円
	老人扶養親族(70歳以上)	38万円
	同居老親等扶養親族	45万円
基礎控除	納税義務者の所得2,400万円以下	43万円
	納税義務者の所得2,400～2,450万円	29万円
	納税義務者の所得2,450～2,500万円	15万円

◆ 配偶者控除及び配偶者特別控除

平成31年度より配偶者控除及び配偶者特別控除の基準が改正され、扶養者の所得が要件として加わったため、別紙にて詳細を記載。

◆ 医療費控除

(支払った医療費－保険等により補てんされた金額) から (10万円または総所得金額等の合計額の5%のいずれか低い方の金額) を差し引いた金額。ただし、控除限度額200万円まで。

◆ 社会保険料控除

国民健康保険税や介護保険料、国民年金保険料などの支払額

◆ 小規模企業共済等掛金控除

掛金の支払額

◆ 生命保険料控除

一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の各支払金額を、契約内容に基づき、下記の新または旧の計算式でそれぞれ算出した金額の合計額。ただし、各保険料の控除限度額は28,000円(旧契約のみの場合は35,000円)、合計額の限度額は70,000円です。

※介護医療保険料は新の計算式しか適用できません。  
 ※新旧の両方について一般生命保険料、個人年金保険料の控除を受ける場合は、それぞれの新契約に基づいた控除額と旧契約に基づいた控除額(限度額は28,000円)の合計額となります。

	支 払 保 険 料	控 除 額
新	12,000円以下	全 額
	12,001～32,000円	$\times 1/2 + 6,000$ 円
	32,001～56,000円	$\times 1/4 + 14,000$ 円
	56,001円以上	一律 28,000円
旧	15,000円以下	全 額
	15,001～40,000円	$\times 1/2 + 7,500$ 円
	40,001～70,000円	$\times 1/4 + 17,500$ 円
	70,001円以上	一律 35,000円

◆ 地震保険料控除

[ 地震保険料を下表①にあてはめて算出した金額 ] + [ 旧長期損害保険料を下表②にあてはめて算出した金額 ]

※ ただし、地震分と旧長期分の合計額の限度額は25,000円です。

	支 払 保 険 料	控 除 額
① 地震	50,000円以下	$\times 1/2$
	50,001円以上	一律 25,000円
② 旧長期	5,000円以下	全 額
	5,001～15,000円	$\times 1/2 + 2,500$ 円
	15,001円以上	一律 10,000円

☆ 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親控除の対象者で、前年の合計所得金額が135万円以下であった人は、非課税となります。